

公立大学法人横浜市立大学
競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費の支出
(バイアウト制度)における活用方針

策 定 令和 3 年 3 月 23 日
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

「競争的研究費における制度改善について」（令和 2 年 10 月 26 日文部科学省事務連絡）に基づき、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）について、以下のとおり活用方針を定める。また、各府省庁が公募する競争的研究費以外の研究費や、民間からの受託・共同研究費等においても、バイアウト経費の支出が可能な研究費においては、本方針に沿って活用する。

1 目的

研究者が、研究に従事する時間を確保し、研究に安定して専念できるようにする。さらに、代行要員として活用される博士課程学生等の若手人材の能力向上や活躍促進、処遇改善を図る。

2 当該目的を達成するための具体的な経費の使途・活用策

バイアウト経費の支出が可能な対象は、研究者が本来行う必要のある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務に限ることとし、研究活動、組織の管理運営事務は対象外とする。

直接経費からバイアウト経費を支出する研究者は、以下の使途のうち希望するものを選択する。

- ・ TA（ティーチング・アシスタント）雇用費
- ・ 外部講師の招聘に係る謝金及び交通費
- ・ 非常勤講師の委嘱（授業等）に係る経費

3 執行にあたる留意事項等

- ・ 直接経費の使途は研究費を獲得した研究者が研究の着実な遂行のため PI 本人の自発的な希望により判断するものであり、本学が強制するものではない。
- ・ 本方針については本学に所属する研究者の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行う。
- ・ 各競争的研究費制度において、バイアウト制度について別の定めがある場合には、その定めに従う。
- ・ 本方針における PI との具体的な使途・活用策の合意形成や個別の事務手続きについては別に定める。